介護保険施設等における事故報告フローについて

事故発生

↓

現場対応者 【応急処置等の初期対応】

↓

（協力）医療機関 【救急対応等】

施設長・事故対応責任者 【対応者を一元化し、以下の関係機関に対し、継続的な報告等の対応を行うこと】

〇厚生労働省令や各施設のマニュアル等に従って報告すること。

利用者家族 【事故の程度に関わらず速やかに連絡すること】

宇部市介護保険課 【速やかに（おそくとも５日以内）報告すること】

＜報告対象＞

①死亡、重体、重傷（７日以上の入院）の場合

②医師（施設の勤務医、配置医含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合

③火災、事故、入所者失踪など消防又は警察機関に要請を行った場合

④上記以外であっても、家族等との間でトラブルが生じている場合

TEL:0836-34-8396

LOGOフォームで報告

＜URL＞https://logoform.jp/form/yuJH/1449609

居宅介護支援事業所 【サービス提供の継続の可否等の情報提供を行うこと】

警察・消防等 【重大な事故については連絡すること】

損害保険会社 【事業所の判断により適宜連絡すること】

＜山口県＞

〇入所者が死亡、重体、重傷（７日以上の入院）の場合、又は火災、事故、入所者失踪など消防又は警察機関に要請を行った場合は、県の「報告様式」を参考として次の県関係機関に速やかに報告すること。※重大な事故の場合、第一報は電話で可

県長寿社会課　施設班　TEL：083-933-2793　FAX:083-933-2809

【特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅】

県長寿社会課　介護保険班　TEL：083-933-2774　FAX:083-922-3022

【介護老人保健施設・介護医療院・短期入所生活介護施設・短期入所療養介護施設・通所介護施設】

※健康福祉センターへの連絡は不要